

消防法施行令別表第1 防火対象物の項別区分		非特定防火対象物の用途
(5)項	<input type="checkbox"/>	寄宿舍、下宿、共同住宅
(7)項		学校その他これに類するもの
(8)項		図書館、博物館、美術館など
(9)項	<input type="checkbox"/>	公衆浴場（蒸気浴場、熱気浴場を除く）
(10)項		車両の停車場、船舶若しくは航空機の発着場
(11)項		神社、寺院、教会など
(12)項	<input type="checkbox"/>	工場、作業場
	<input type="checkbox"/>	映画スタジオ、テレビスタジオ
(13)項	<input type="checkbox"/>	自動車車庫、駐車場
	<input type="checkbox"/>	航空機等の格納庫
(14)項		倉庫
(15)項		事務所等（（1）項から（14）項までに該当しない事業場）
(16)項	<input type="checkbox"/>	複合用途防火対象物のうち、特定用途部分を含まないもの
(17)項		重要文化財など